

【国家褒章】

黄綬褒章・紫綬褒章・藍綬褒章

受章候補者推薦基準

1. 共通事項

科学技術に関する黄綬、紫綬、藍綬褒章受章候補者は、原則として、褒章推薦業績と同一の業績により科学技術分野の文部科学大臣表彰を受賞している者であること。また、複数人での大臣表彰受賞の場合は、最も貢献度の高い者（筆頭者）を褒章受章候補者とする。

2. 黄綬褒章（考案改良）

（1）多年（概ね 20 年以上）にわたり、業務に精励して衆民の模範となるものであって、次の各号の一に該当するものであること。

（イ）科学技術の進歩発展に関し 15 年以上にわたり発明または研究を行い、成果を上げた者（原則として、中小企業での改良等の技術開発とする。）。

（ロ）公共的な科学技術振興団体の職にあつて、科学技術思想の普及啓発に尽力した者。

（2）過去において同一の功績により黄綬、紫綬、藍綬褒章を授与された者でないこと。

ただし、前項（1）（イ）について、別個の発明または研究に基づくもので、かつ、先の受章より 5 年以上の期間を経過しているものはこの限りではない。

（3）発明または研究が共同して行われた場合は、受章に関して他の発明者または研究者の承諾を得たものであること。

3. 紫綬褒章（発明改良）

（1）科学技術上優れた発明または研究を行い、その功績が顕著なものであること。

（2）発明または研究が共同して行われた場合は、主体性がある者であること。

（3）過去において同一の功績により黄綬、紫綬、藍綬褒章を授与された者でないこと。ただし、別個の発明または研究に基づくもので、かつ、先の受章より 5 年以上の期間を経過しているものはこの限りではない。

- (4) 発明又は研究が共同して行われた場合は、受章に関して他の発明者または研究者の承諾を得たものであること。

4. 藍綬褒章(発明改良の育成)

- (1) 多年(15 年以上)にわたり、科学技術の発展に寄与して公衆の利益を増進し成績が著名な者であること。(1) 多年(おおむね 20 年以上)に亘り業務に精励して衆民の模範となるものであって、次の各号の一に該当するものであること。

(イ) 優秀な国産技術開発の育成に尽力し、優れた成果を挙げた者。

(ロ) 公共的な科学技術振興団体の役員として、その運営に努め科学技術の普及啓発に貢献したものの。

(ハ) 公共的な科学技術研究施設の充実に尽力した者。

- (2) 過去において同一の功績により黄綬、紫綬、藍綬褒章を授与された者でないこと。ただし、前項(1)(イ)について、別個の発明または研究に基づくもので、かつ、先の受章より 5 年以上の期間を経過しているものはこの限りではない。

- (3) 発明又は研究が共同して行われた場合は、受章に関して他の発明者または研究者の承諾を得たものであること。

推薦締切

毎年4月下旬 当財団 推薦締切